高圧ガス販売主任者届書について

１　高圧ガス販売主任者を選解任した場合は、都道府県知事に届出が必要です。

　経済産業省令で定める高圧ガスの販売事業者が、高圧ガス販売主任者を選任又は解任したときは、遅滞なくその旨を鳥取県知事に届け出なければなりません。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 高圧ガス販売主任者届書　　　　　　　　　　　　　　（一般則様式第３５、液石則様式第３４） | 1 | 選解任を同時に行うときは、届書にまとめて記載すること。控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| 販売主任者の経歴書 | 1 | 解任される販売主任者については不要 |
| 販売主任者の免状の写し | 1 | 解任される販売主任者については不要 |

３　手数料

　　不要

４　届出の方法

届出に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課  〒６８０－８５７０  　鳥取市東町一丁目２７１番地  　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第３５（一般則第７４条）、様式第３４（液石則第７２条）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 一般  液石 | (選任)  (解任) |  |  |
| ×受理年月日 |  |
| 名称（事業所の名称を含む。） | |  | | | |
|  | | 〒 | | | |
|  | | 〒 | | | |
| 選　任 | 製造保安責任者免状又は  販売主任者免状の種類 |  | | | |
|  |  | | | |
| 解　任 | 製造保安責任者免状又は  販売主任者免状の種類 |  | | | |
|  |  | | | |
|  | |  | | | |
|  | |  | | | |

　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　代表者　氏名

　鳥取県知事　様

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

２ ×印の項は記載しないこと。